

決議案第 5 号

子ども医療費助成制度に係る現物給付方式による拡充等を
求める意見書について

標記の件につき、別紙のとおり天理市議会会議規則第14条第1項の
規定により提出する。

令和 4 年 9 月 20 日 提出

天理市議会議員	加 藤 嘉久次
〃	内 田 智 之
〃	石 津 雅 恵
〃	今 西 康 世
〃	市 本 貴 志
〃	藤 本 さゆり

子ども医療費助成制度に係る
現物給付方式による拡充等を求める意見書

子どもの健やかな成長は、市民及び市行政において大きな願いであるとともに、いつでも安心して医療を受けられることは、本市の子どもたちの健やかな育みにとっても必要不可欠である。

我が国や我が地域の未来を担う子どもたちにとって、どこの地域であっても、また、いかなる家庭の状況であっても、いつでも安心して社会保障制度の根幹の一つである医療を受診できることは重要であり、子供医療費助成制度や乳幼児医療費助成制度の拡充は地方自治体がリードしてきたものである。

平成 30 年度より、就学前の乳幼児医療については、国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置、いわゆるペナルティーが廃止されたことから、奈良県では令和元年 8 月診療分から未就学児を対象に現物給付方式が導入され、市民の窓口負担が大きく軽減されることになり、またペナルティーを課す要因とされている受診の増加及び医療費の増加については特段の優位性は確認されていない。

一方で就学後の子ども医療については、現物給付方式により助成した場合、未だペナルティーが課されている現状である。

このペナルティーを課している国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令は、昭和 34 年 3 月 24 日に公布され、63 年も経ている政令が根拠となっている。当時の大卒初任給（公務員）は約 1 万円、高卒初任給（公務員）は約 6,700 円程度であり、世帯状況については専業主婦層が多くを占め、我が国において 1 億人突破前の爆発的に人口が伸びている時代に施行されている。

こういった時代と同一視できるものではなく、現下は人口減少・少子化時代であるとともに、独り親家庭や障害児の支援、貧困対策と物価高騰対策等による子育て支援は急務である。今こそ国と地方が協力して、この問題に総力を上げて取り組まなければならない。

よって、国においては、子供の健やかな成長及び子どものある家庭における子育てに対する支援をするために、こども家庭庁設置に向けて取り組まれていることから、この設置の趣旨を踏まえ、速やかに以下の項目について実現するよう強く要望する。

記

- 1 就学後の子ども医療費助成制度に係る国民健康保険の国保負担金等の減額調整措置を廃止すること。
- 2 地方自治体の取り組みを尊重し、子ども医療費助成を国の制度として早期に実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 9 月 20 日

天 理 市 議 会